
プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	ステップ 4 に関するこれまでの審議の振返り

I. 本資料の目的

1. 本資料では、ステップ 4 において検討を行うとした特に実務上の負担が重いと考えられる論点に関する審議が一巡したことを踏まえ、ステップ 4 に関するこれまでの審議について整理することを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 第 478 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 26 日開催）及び第 179 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 19 日開催）では、ステップ 4 における基準開発の目的を次のとおり示した。

IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。

3. 第 515 回企業会計基準委員会（2023 年 11 月 29 日開催）及び第 207 回金融商品専門委員会（2023 年 11 月 22 日開催）（以下「第 515 回企業会計基準委員会等」という。）では、ステップ 4 の目的を再確認したうえで、ステップ 4 に関する審議の進め方として次のことを提案した。
 - (1) IFRS 第 9 号を出発点として、これまでステップ 2 及びステップ 3 に関して審議してきた論点のうち、「実務負担に配慮」する観点から特に実務上の負担が重いと考えられる論点を抽出する。
 - (2) 上記(1)で抽出された論点に関して、どのように IFRS 第 9 号の定めを見直して取り入れるかについて議論を行う。その際、「適切な引当水準を確保」する観点から、国際的な会計基準との比較において引当水準が大きく下回る結果とならないように IFRS 第 9 号の定めを一部見直して取り入れることによる影響を与えるかあわせて検討する。

4. 前項(1)に関して、まず特に実務上の負担が重いと考えられる論点として次の論点に焦点を当てて検討することを提案し、特段の異論は聞かれなかった¹。
 - (1) 債権単位での信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という）の判定
 - (2) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
 - (3) 実効金利法に関連する論点（含む、金融商品の測定に関する論点）
5. さらに、第 515 回企業会計基準委員会等では、前項の論点のほか、次の論点についてステップ 4 において追加して検討することを提案する意見が聞かれた。
 - (1) 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い
6. 第 208 回金融商品専門委員会（2023 年 12 月 12 日開催）では、財務諸表作成者における信用リスクの管理手法との整合性や実務上の負担をより精緻に把握するため、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者²に出席いただき、前項の論点に関してご意見を伺った。また、第 517 回企業会計基準委員会（2023 年 12 月 27 日開催）では、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者への意見聴取の概要について報告を行った。
7. 本資料では、本資料第 4 項及び第 5 項に示すステップ 4 において検討するとした論点に関する審議の内容について、これまでの ASBJ 事務局の提案及び企業会計基準委員会で聞かれた主な意見を整理している。

III. ステップ 4 の各論点に関する ASBJ 事務局の提案及び聞かれた意見

債権単位での SICR の判定

8. 債権単位での SICR の判定に関して、ステップ 2 では国際的な比較可能性を確保することを重視する観点から、SICR の判定に関する IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れるとともに、債務者単位をベースとした我が国における現行の信用リスク管理実務と親和的で、かつ、SICR の判定対象を絞り込むことで実務負担を軽減した適

¹ 第 515 回企業基準委員会等では、ステップ 4 を採用する金融機関における開示に関する論点は会計処理に関する論点の議論を行った後に検討することを提案した。

² 第 208 回金融商品専門委員会では、一般社団法人全国地方銀行協会及び一般社団法人第二地方銀行協会の代表者に出席いただきご意見を伺った。

用イメージを補足文書に示すことを提案し、特段の異論は聞かれなかった。

9. この点、第 518 回企業会計基準委員会等（2024 年 1 月 23 日開催）及び第 210 回金融商品専門委員会（2024 年 1 月 17 日開催）では、ステップ 4 の「実務負担に配慮」する観点から、IFRS 第 9 号の債権単位の相対的アプローチをそのまま取り入れるのではなく、債務者単位の絶対的アプローチを最大限活用し、正常先以外に区分される債務者に対する債権等について、次のとおり取り扱うことを提案した。

- (1) 要管理先を除く要注意先に対する債権等については、SICR が生じているとみなしつつ、債権単位で相対的アプローチにより反証可能とする。
- (2) 要管理先及び破綻懸念先等に対する債権等については、SICR が生じているものとみなす。

また、要管理先を除く要注意先について信用リスクを見積る期間は 1 年（要管理先は 3 年）とすることを認める現行の日本基準における定め（いわゆる「1 年—3 年基準」）は、IFRS 第 9 号の原則的な方法と比べて引当水準が過少となる可能性があると考えられることから踏襲しないことを提案した。

10. 前項の提案について、企業会計基準委員会においては概ね異論は聞かれなかった。

(正常先の取扱い)

11. 第 523 回企業会計基準委員会（2024 年 4 月 2 日開催）及び第 215 回金融商品専門委員会（2024 年 3 月 28 日開催）（以下「第 523 回企業会計基準委員会等」という。）では、正常先の取扱いについて次の 3 つのアプローチをお示しし、企業会計基準委員会の委員及び金融商品専門委員会の専門委員にご意見を伺った。

- (1) 「企業が受け入れる最大当初信用リスク」として企業が自ら設定した閾値を超える予想デフォルト率 (PD) となっている内部信用格付区分を「正常先のうち低い内部信用格付区分」として位置付け、当該内部信用格付区分に含まれる債権等について SICR が生じているという反証可能な推定規定を設ける。（以下「アプローチ 1」という。）
- (2) 正常先に区分される債務者に対する債権等について、一律に SICR が生じていないとみなす。（以下「アプローチ 2」という。）
- (3) 正常先に区分される債務者に対する債権等について、常に全期間の予想信用損失に等しい額で測定する。（以下「アプローチ 3」という。）

12. また、前項(1)のアプローチ 1 については、第 523 回企業会計基準委員会等で聞か

れた意見を踏まえ、本日の企業会計基準委員会において次のとおり再提案している（審議事項(2)-2 参照）。

(1) 企業の判断により正常先を次の3区分に分類し、債務者単位で債権等を各区分に紐付ける。

- ① 優良格付
- ② 中間的な格付
- ③ SICRが生じているとみなす格付

3区分に分類する際、「優良格付」と「SICRが生じているとみなす格付」を先に決定し、その残余を「中間的な格付」とする。なお、企業の判断によっては、「中間的な格付」や「SICRが生じているとみなす格付」に該当する内部格付が存在しないことがある。

(2) (1)の分類を前提として、次のとおりSICRの判定を行う。

- ① 期末時点において「優良格付」及び「中間的な格付」に分類された債務者に係る債権等についてはSICRが生じていないとみなす一方、「SICRが生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等についてはSICRが生じているとみなす。
- ② (2)①にかかわらず、「SICRが生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等について、債務者単位で前期末において「中間的な格付」に分類されていた場合には、SICRが生じていないと反証できる。

(3) (1)の分類に関しては、自社の内部管理状況を踏まえたうえで企業が判断するものとして、会計基準及び適用指針において詳細な判断指針は提供しない。ただし、実務上の適用に有用と考えられる例示を補足文書で提供する。補足文書においては、定期的にPDを算定している金融機関がPDを使用して分類するケースのほか、外部格付を利用するケースについても紹介する。

(4) (1)の分類に関する方針を注記する。

13. 本資料第11項の3つのアプローチに関して、企業会計基準委員会で聞かれた主な意見は次のとおりである。

(1) アプローチ 1 に関する意見

支持する意見

- ① アプローチ 1 を原則としたうえで、実務負担に配慮する観点からアプローチ 2 又はアプローチ 3 をオプションとして許容することがよいと考える。

(2) アプローチ 2 に関する意見

支持する意見

- ① 実務負担に配慮する観点から、アプローチ 2 を基礎として検討することがよいと考える。
- ② 銀行等金融機関においては、四半期ごとの債務者モニタリングに基づき要注意先に区分する枠組みが構築されていることから、国際的な比較可能性に懸念が生じるとまでは言えないと考える。

アプローチ 2 を採用することを懸念する意見

- ① 財務諸表利用者の観点から、アプローチ 1 を採用することが実務上可能な金融機関であっても、一律にアプローチ 2 を採用することに懸念がある。
- ② ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の規模や特性が様々であることから、ステップ 4 を採用するすべての金融機関等において十分な引当水準を確保できるのか懸念がある。
- ③ 引当水準が過小となる可能性があることから、アプローチ 2 を採用することに懸念がある。アプローチ 2 を採用するのであれば、ステップ 4 の目的を見直す必要があると考えられる。
- ④ アプローチ 2 を採用する金融機関への投資判断を行うにあたり、財務諸表利用者は、厳格な信用リスク管理がなされていないとして一定の調整（例えば、一定の掛け目をかける）を行うことになるかと考える。

(3) アプローチ 3 に関する意見

支持する意見

- ① 現行実務において、平均残存期間を用いて正常先の貸倒引当金を算定している銀行等金融機関も存在することから、オプションとして許容することがよいと考える。

アプローチ3を採用することを懸念する意見

- ① 財務諸表利用者の観点から、アプローチ1を採用することが実務上可能な金融機関であっても、一律にアプローチ3を採用することに懸念がある。
 - ② アプローチ3を原則と位置付けて採用することは、ステップ2との乖離が大きくなる点に懸念がある。一方、オプションという位置付けであれば、あり得ると考える。
14. 本論点については、今後ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者からの意見聴取を行ったうえで、当該意見聴取後にアプローチの絞り込み又は組み合わせに関する審議を行うことを予定している。

複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重

15. 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重に関して、ステップ2ではIFRS第9号の定めをそのまま取り入れつつ、実務適用に資する情報を補足文書に示すことを提案し、特段の異論は聞かれなかった。
16. この点、第519回企業会計基準委員会（2024年2月5日開催）及び第211回金融商品専門委員会（2024年1月29日開催）（以下「第519回企業会計基準委員会」という。）において、ステップ4では、「実務負担に配慮」する観点から次のとおり取り扱うことを提案した。
- (1) 最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオと他の将来予測シナリオの発生確率が正規分布で近似できる関係にあり、関連する信用損失の間に線形の関係（linear relationship）があると予想されるとみなし、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ（予想信用損失が発生することを前提とする）のみを考慮することを認める。
 - (2) また、第16項(1)を適用した場合の予想信用損失が明らかに実態と異なると企業が判断する場合、オーバーレイ調整が行われる可能性があることを結論の背景において明確にする。

17. 前項の提案について、企業会計基準委員会では概ね異論は聞かれなかった。

実効金利法に関連する論点

18. 第519回企業会計基準委員会等では、実効金利法に関連する論点に含まれる論点として次の事項をお示しした。

- (1) 引当における貨幣の時間価値の考慮
 - (2) IFRS 第9号の実効金利法による償却原価の採用
 - (3) 償却原価の償却方法
 - (4) 信用減損金融資産に係る利息収益の認識
 - (5) 購入又は組成した信用減損金融資産（以下「POCI」という。）の取扱い
19. 前項の各論点に関して、以降で ASBJ 事務局の提案及び企業会計基準委員会で聞かれた主な意見をお示しする。なお、前項(1)及び(2)は密接に関連する論点であることから、まとめてお示しする。

(引当における貨幣の時間価値の考慮及び IFRS 第9号の実効金利法による償却原価の採用)

20. ステップ2では、予想信用損失³の測定に関する原則の1つである引当における貨幣の時間価値の考慮に関する IFRS 第9号の定めをそのまま取り入れるとともに、引当における貨幣の時間価値の考慮と不可分の関係にある元本と利息を区分せずキャッシュ・フローに着目するという IFRS 第9号における実効金利法による償却原価の考え方を取り入れることを提案した。
21. また、IFRS 第9号における実効金利法による償却原価の考え方を取り入れることに関連し、ステップ2では、国際的な比較可能性を重視する観点から、実効金利の不可分の一部である手数料を実効金利の調整として取り扱う IFRS 第9号の実効金利に関する定めを原則として取り入れつつ、次のオプションを設けることを提案した。

次の要件を満たす手数料については、実効金利に含めずに企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「収益認識適用指針」という。以下「収益認識会計基準」と合わせて「収益認識会計

³ IFRS 第9号では、信用損失とは「契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額（すなわち、すべてのキャッシュ・フロー不足）を、当初の実効金利（又は、POCIについては、信用調整後の実効金利）で割り引いたもの」とされている（IFRS 第9号 付録A）。

基準等」という。)に準じて会計処理するオプションを設ける⁴。

- (1) 特定の役務に対する手数料であることが明確である。
- (2) 設定された手数料の料金に対応する役務との関係で合理的である⁵。

22. この点、第 519 回企業会計基準委員会等、並びに第 524 回企業会計基準委員会(2024 年 4 月 22 日開催)及び第 216 回金融商品専門委員会(2024 年 4 月 8 日開催)(以下「第 524 回企業会計基準委員会等」という。)において、ステップ 4 では、より「実務負担に配慮」する観点から、次のとおり取り扱うことを提案した。

- (1) 債権(購入された債権を除く。)における予想信用損失の算定及び償却原価の算定のいずれにおいても、実効金利に代えて約定金利を用いることができるとするオプションを設ける。
- (2) 第 22 項(1)のオプションを適用した場合、貸付金に関連する手数料は金利と切り離し、手数料の性質に基づき、履行義務の充足パターン(一時点又は一定の期間)に沿って収益を認識することを会計基準で定めたいと、次の内容を例示として結論の背景に記載する。

- ① 契約締結に係る諸業務に対応する手数料は一時点で収益を認識する。
- ② 一定期間にわたり提供される役務に対応する手数料又は貸付金の金利水準を調整する手数料については、契約期間等にわたり収益を認識する。

また、履行義務を区分することが困難な手数料に関しては、契約期間等にわたり収益を認識するものとして会計処理できると考えられる旨を結論の背景(又は基準本文)⁶に記載する。

⁴ 契約当初に提供する特定の役務に対することが明確である手数料を契約当初に受け取るが、「(2)設定された手数料の料金に対応する役務との関係で合理的である」の要件を満たさない場合、重要性次第では当該手数料を実効金利の調整には含めず、貸付金の会計処理とは区分して、当該手数料を同種の契約とグルーピングして予想存続期間にわたり級数法等の合理的な方法により認識できる場合があることを「企業会計基準等の補足文書」(以下「補足文書」という。)で示すことを提案した。

⁵ 「手数料に対応する貸付金の金利水準を調整するものではない」ことは(2)の考慮要素の1つであることについて、当該考慮要素の考え方と共に結論の背景等に記載することを合わせて提案した。

⁶ 履行義務を区分することが困難な手数料の取扱いについては、第 524 回企業会計基準委員会等で聞かれた意見を踏まえ、適用指針の基準本文に記載することを検討している。

23. 前項の提案の方向性について、企業会計基準委員会では概ね異論は聞かれなかった。

(償却原価の償却方法)

24. 償却原価の償却方法に関して、ステップ 2 では、IFRS 第 9 号における実効金利法による償却原価の考え方との関係及び国際的な比較可能性を重視する観点から、IFRS 第 9 号の定めを取り入れて利息法とし、定額法を適用するオプションは設けないことを提案した。

25. この点、第 519 回企業会計基準委員会等において、ステップ 4 では「実務負担に配慮」する観点から、次のとおり取り扱うことを提案した。

- (1) 購入した債権等 (POCI を除く。) に関して、現行の金融商品会計基準等⁷における取扱いを踏襲し、償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設ける。

26. 前項の提案について、企業会計基準委員会では概ね異論は聞かれなかった。

(信用減損金融資産に係る利息収益の認識)

27. 信用減損金融資産に係る利息収益の認識に関して、ステップ 2 では、IFRS 第 9 号の定めを取り入れ、未収利息を不計上とするオプションは設けないことを提案した。

28. この点、第 520 回企業会計基準委員会 (2024 年 2 月 20 日開催) 及び第 212 回金融商品専門委員会 (2024 年 2 月 15 日) (以下「第 520 回企業会計基準委員会等」という。) において、ステップ 4 では「実務負担に配慮」する観点から、次のとおり取り扱うことを提案した。

- (1) 現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲し、次のオプションを認める。

- ① 信用減損金融資産に係る未収利息及び対応する利息収益を不計上とする。
- ② 前期以前に認識した未収利息相当額については、原則として減損損失又は貸倒引当金の目的使用として会計処理することとしつつ、多数の債権を有し、継続的に信用減損金融資産が発生することが避けられず、原則的な取扱いを適用することが実務上困難な企業については、受取利息からの控除として会

⁷ 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

計処理する。

- ③ 未収利息及び対応する利息収益を不計上とした後の入金に関して、不計上とした未収利息相当額の全部又は一部に対する入金であることが明らかな場合には、当該入金額を受取利息に含めて会計処理する。

29. 前項の提案について、企業会計基準委員会では概ね異論は聞かれなかった。

(POCI の取扱い)

30. POCI の取扱いに関して、第 520 回企業会計基準委員会等において、ステップ 2 では、IFRS 第 9 号における実効金利法による償却原価の考え方との関係及び国際的な比較可能性を重視する観点から、IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れることを提案した。

31. この際、ステップ 4 では、POCI に関する IFRS 第 9 号の定めを原則として取り入れつつ、「実務負担に配慮」する観点から「契約上、元利の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合」に定額法を適用するオプションを設けることを提案した。

32. 前項の提案について、企業会計基準委員会では概ね異論は聞かれなかった⁸。

満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い

33. 第 524 回企業会計基準委員会等では、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いに含まれる論点として次の事項をお示しした。

- (1) 償却原価の償却方法
- (2) 予想信用損失の認識及び測定

34. 以降では、前項の各論点に関する ASBJ 事務局の提案及び企業会計基準委員会で聞かれた主な意見をお示しする。

(償却原価の償却方法)

35. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の償却原価の償却方法に関して、ステップ 2 では、原則として IFRS 第 9 号の定めを取り入れて利息法と

⁸ なお、POCI の取扱いに関して、企業会計基準委員会では次の意見が聞かれた。
「購入した信用減損金融資産に関して、金融商品会計に関する Q&A では償却原価法の適用を不要とする取扱いを認めていることから、IFRS 第 9 号と金融商品会計基準等で大きな違いはないと整理してよいか疑問がある。」

し、外部格付が投資適格に該当する債券（貸付金の代替として銀行等金融機関が引き受ける債券は除く。）（以下「投資適格に該当する債券」という。）については定額法を適用することをオプション⁹として認めることを提案した。

36. この点、第524回企業会計基準委員会等において、ステップ4では、より「実務負担に配慮」する観点から、次のとおり取り扱うことを提案した。

(1) 現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲し、投資適格に該当する債券に限定せず、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設ける。

37. 前項の提案について、企業会計基準委員会では概ね異論は聞かれなかった。

(予想信用損失の認識及び測定)

38. ステップ2では、国際的な比較可能性を重視する観点から、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について予想信用損失モデルの適用対象とすることを提案した。

39. この点、第524回企業会計基準委員会等では、ステップ4における満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の予想信用損失の認識及び測定の論点に関して次のことを提案した。

(1) 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券を予想信用損失モデルの対象とし、時価を用いず、信用リスクに基づいて予想信用損失を計上する。

(2) 格付会社が公表する情報等を活用して予想信用損失を算定する実務上の対応等について、補足文書に記載する。その際、ソブリン債など信用力の高い債券について予想信用損失の額に重要性が乏しいと考えられ、その結果、実務上、予想信用損失がゼロとされる場合がある旨を記載する。

40. 企業会計基準委員会では、前項(2)の提案について概ね異論は聞かれなかった一方、前項(1)の提案について次の意見が聞かれた。

事務局提案を支持する意見

(1) 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券を予想信用損失モ

⁹ 当該オプションについては異論が聞かれており、ステップ4を検討した後改めてステップ2における取扱いについて検討することを予定している。

デルの適用対象とする事務局の提案に賛同する。信用リスクに着目した形で債券の減損に関する考え方を明確化することは会計基準の改善につながると考える。また、現行の金融商品会計基準等における有価証券の減損に関する30%や50%といった定めは損失認識の感度が低く、国際的な会計基準とのコンバージェンス（整合性）の観点から予想信用損失モデルに移行することは合理性があると考ええる。

金融商品の分類及び測定に関する議論と合わせて検討すべきとの意見

- (1) 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券への予想信用損失モデルの適用に関しては、金融商品の分類及び測定に関する議論と併せて検討することが適切と考える。

小括

41. 上述のとおり、企業会計基準委員会において概ね異論が聞かれていない論点と審議中の論点が存在しているものの、ステップ4における取扱いとしてこれまでに提案した内容をまとめると次のとおりである。

(企業会計基準委員会において概ね異論が聞かれていない論点)

債権単位でのSICRの判定
債権単位でのSICRの判定（正常先の取扱いを除く。）
<p>(1) 要管理先を除く要注意先に対する債権等については、SICRが生じているとみなしつつ、債権単位で相対的アプローチにより反証可能とする。</p> <p>(2) 要管理先及び破綻懸念先等に対する債権等については、SICRが生じているものとみなす。</p> <p>(3) 現行の日本基準における「1－3年基準」は踏襲しない。</p>
複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
<p>(1) 最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ（予想信用損失が発生することを前提とする）のみを考慮することを認める。</p> <p>(2) 上記(1)を適用した場合の予想信用損失が明らかに実態と異なると企業が判断する場合、オーバーレイ調整が行われる可能性があることを結論の背景において明確にする。</p>
実効金利法に関連する論点
引当における貨幣の時間価値の考慮及びIFRS第9号の実効金利法による償却原価の採用

- (1) 債権（購入された債権を除く。）における予想信用損失の算定及び償却原価の算定のいずれにおいても、実効金利に代えて約定金利を用いることができるとするオプションを設ける。
- (2) 上記(1)のオプションを適用した場合、貸付金に関連する手数料は金利と切り離し、手数料の性質に基づき、履行義務の充足パターン（一時点又は一定の期間）に沿って収益を認識することを会計基準で定めたいうえで、次の内容を例示として結論の背景に記載する。

- ① 契約締結に係る諸業務に対応する手数料は一時点で収益を認識する。
- ② 一定期間にわたり提供される役務に対応する手数料又は貸付金の金利水準を調整する手数料については、契約期間等にわたり収益を認識する。

また、履行義務を区分することが困難な手数料に関しては、契約期間等にわたり収益を認識するものとして会計処理できると考えられる旨を結論の背景（又は基準本文）に記載する。

信用減損金融資産に係る利息収益の認識

- (1) 現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲し、次のオプションを認める。
- ① 信用減損金融資産に係る未収利息及び対応する利息収益を不計上とする。
 - ② 前期以前に認識した未収利息相当額については、原則として減損損失又は貸倒引当金の目的使用として会計処理することとしつつ、多数の債権を有し、継続的に信用減損金融資産が発生することが避けられず、原則的な取扱いを適用することが実務上困難な企業については、受取利息からの控除として会計処理する。
 - ③ 未収利息及び対応する利息収益を不計上とした後の入金に関して、不計上とした未収利息相当額の全部又は一部に対する入金であることが明らかな場合には、当該入金額を受取利息に含めて会計処理する。

償却原価の償却方法及びPOCIの取扱い

- (1) 購入した債権等に関して、現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲し、償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設ける。
- (2) POCIについては、現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲し、「契約上、元金の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場

合」に定額法を適用するオプションを設ける。

満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い

満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の償却原価の償却方法

- (1) 現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲し、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設ける。

(審議中の論点)

債権単位でのSICRの判定

正常先の取扱い

ASBJ事務局から次の3つのアプローチをお示ししている。

アプローチ1

- (1) 企業の判断により正常先を次の3区分に分類し、債務者単位で債権等を各区分に紐付ける。
- ① 優良格付
 - ② 中間的な格付
 - ③ SICRが生じているとみなす格付
- 3区分に分類する際、「優良格付」と「SICRが生じているとみなす格付」を先に決定し、その残余を「中間的な格付」とする。なお、企業の判断によっては、「中間的な格付」や「SICRが生じているとみなす格付」に該当する内部格付が存在しないことがある。
- (2) (1)の分類を前提として、次のとおりSICRの判定を行う。
- ① 期末時点において「優良格付」及び「中間的な格付」に分類された債務者に係る債権等についてはSICRが生じていないとみなす一方、「SICRが生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等についてはSICRが生じているとみなす。
 - ② (2)①にかかわらず、「SICRが生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等について、債務者単位で前期末において「中間的な格付」に分類されていた場合には、SICRが生じていないと反証できる。
- (3) (1)の分類に関しては、自社の内部管理状況を踏まえたうえで企業が判断するものとし

て、会計基準及び適用指針において詳細な判断指針は提供しない。ただし、実務上の適用に有用と考えられる例示を補足文書で提供する。補足文書においては、定期的にPDを算定している金融機関がPDを使用して分類するケースのほか、外部格付を利用するケースについても紹介する。

(4) (1)の分類に関する方針を注記する。

アプローチ2

正常先に区分される債務者に対する債権等について、一律にSICRが生じていないとみなす。

アプローチ3

正常先に区分される債務者に対する債権等について、常に全期間の予想信用損失に等しい額で測定する。

満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い

満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の予想信用損失の認識及び測定

ASBJ事務局から次の提案を行っている。

- (1) 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券を予想信用損失モデルの対象とし、時価を用いず、信用リスクに基づいて予想信用損失を計上する。
- (2) 格付会社が公表する情報等を活用して予想信用損失を算定する実務上の対応等について、補足文書に記載する。その際、ソブリン債など信用力の高い債券について予想信用損失の額に重要性が乏しいと考えられ、その結果、実務上、予想信用損失がゼロとされる場合がある旨を記載する。

42. また、これまでの審議において、これまでに提案されたオプションに関連して、ステップ4の複数のオプションを個別に適用することが可能かどうかといった点やステップ4を採用する金融機関等がステップ2の原則的な方法を部分的に採用することが可能かどうかといった点について整理すべきとの意見が聞かれている。この点については、本日の企業会計基準委員会において別途提案している（審議事項(2)-3参照）。

IV. 今後の進め方

43. 本資料第 41 項のとおり、企業会計基準委員会において概ね異論が聞かれていない論点と審議中の論点が存在しているものの、ステップ 4 において検討するとしていた論点について少なくとも 1 回は ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しした。
44. ここで、ステップ 4 に関する論点の更なる検討を進めるにあたり、ASBJ 事務局の提案等に関する財務諸表作成者における信用リスクの管理手法との整合性や実務上の課題等をより精緻に把握することが望ましいと考えられる。このため、公益財団法人財務会計基準機構の「企業会計基準及び修正国際会計基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 10 条¹⁰の定めに基づき、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者に今後開催される金融商品専門委員会への出席を依頼し、これまでの ASBJ 事務局の分析及び提案に関して意見を伺うことが考えられるがどうか。
45. 仮に前項の提案で進めるとした場合、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者が、これまでの ASBJ 事務局の分析及び提案等を踏まえた十分な意見形成を行うことができるように、意見聴取まで一定の準備期間を設けることが考えられる。
46. ここで、ステップ 4 はステップ 2 をベンチマークとして金融機関向けに開発するものであるのに対して、ステップ 5 はステップ 2 をベンチマークとして一般事業会社向けに開発するものであるため、ステップ 4 に関する議論とステップ 5 に関する議論を同時に進めることは可能と思われる。このため、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者への意見聴取を実施するまでの間、時間の有効活用の観点からステップ 5 の論点に関する検討に着手し、例えば営業債権、契約資産及びリース債権に適用される減損モデルに関する論点（単純化したアプローチ）について検討を進めることが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第 8 項から第 46 項のステップ 4 に関するこれまでの審議の振り返り及び今後の進め方についてご意見を伺いたい。

以上

¹⁰ https://www.fasf-j.jp/wp-content/uploads/sites/2/du_e_process-asbj_20231115.pdf

別紙：これまでの審議状況

論点	企業会計基準委員会 ¹¹	金融商品専門委員会
債権単位での SICR の判定		
債権単位での SICR の判定（正常先の取扱いを除く。）	第 518 回 2024 年 1 月 23 日	第 210 回 2024 年 1 月 17 日
正常先の取扱い	第 523 回 2024 年 4 月 2 日 第 526 回（本日） 2024 年 5 月 22 日	第 215 回 2024 年 3 月 28 日 第 218 回 2024 年 5 月 16 日
複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重		
複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重	第 519 回 2024 年 2 月 5 日	第 211 回 2024 年 1 月 29 日
実効金利法に関連する論点		
引当における貨幣の時間価値の考慮、及び IFRS 第 9 号の実効金利法による償却原価の採用	第 519 回 2024 年 2 月 5 日 第 524 回 2024 年 4 月 22 日	第 211 回 2024 年 1 月 29 日 第 216 回 2024 年 4 月 8 日
償却原価の償却方法	第 519 回 2024 年 2 月 5 日	第 211 回 2024 年 1 月 29 日
信用減損金融資産に係る利息収益の認識	第 520 回 2024 年 2 月 20 日	第 212 回 2024 年 2 月 15 日
POCI の取扱い	第 520 回 2024 年 2 月 20 日	第 212 回 2024 年 2 月 15 日
満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い		
満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の予想信用損失の認識及び測定	第 524 回 2024 年 4 月 22 日	第 216 回 2024 年 4 月 8 日
満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の償却原価の償却方法	第 524 回 2024 年 4 月 22 日	第 216 回 2024 年 4 月 8 日

以上

¹¹ 本プロジェクトに関する企業会計基準委員会における審議資料（企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会で聞かれた意見を含む。）は、次の ASBJ のウェブサイトにて公表している。
https://www.asb-j.jp/jp/project/project_list/pj-20180620.html